

# 青少年愛護条例

昭和三十八年三月三十一日 兵庫県条例第十七号

## 目次

- 第一章 総則(第一条 第七条)
- 第二章 協働による青少年の健全な育成と保護(第八条・第九  
条)
- 第三章 優良興行及び優良図書類の推奨(第十条)
- 第四章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の  
制限(第十一条 第十九条)
- 第五章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁  
止等(第二十条 第二十四条)
- 第五章の二 インターネット上の有害情報からの青少年の保護  
(第二十四条の二 第二十四条の四)
- 第六章 雑則(第二十五条 第二十九条)
- 第七章 罰則(第三十条 第三十二条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一章 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 六歳以上十八歳未満の者(法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をいう。
- (二) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (三) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (四) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (五) がん具類等 がん具類又は刃物類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第一条第二項に規定する刀剣類を除く。)をいう。
- (六) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに

当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

(七) 遊技営業等 次に掲げる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二二二号)以下「風営適正化法」という。)(第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法(昭和二十三年法律第一三八号)の適用を受ける営業を除く。)をいう。

- ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
- イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
- ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

### (県の責務)

第三条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護(以下「青少年の健全な育成と保護」という。)に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

### (市町の責務)

第四条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

### (県民の責務)

第五条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

### (保護者の責務)

第六条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

### (事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 協働による青少年の健全な育成と保護

(協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備)

第八条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに

に、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

### (青少年の保護のための努力義務)

第九条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (一) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (二) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。
- (三) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (四) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (五) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるがん具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。

3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第十條 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

## 第三章 優良興行及び優良図書類の推奨

第十條 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

## 第四章 青少年の健全な育成を阻害する恐れのある営業等の制限

第十一條 知事は、興行の内容の全部又は一部が第九條第一項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとつて有害な興行(以下「有害興行」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を

要する場合には、当該興行を行う興行場を営業者又は当該興行を主催する者（以下「興行者」という。）に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。

3 第一項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でない認められた興行は、有害興行とする。

4 第二項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。

5 興行者は、第一項の規定による指定を受けた興行又は第三項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

6 知事は、第一項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

（有害図書類及び有害がん具類等の販売等の禁止）

知事は、図書類の内容の全部又は一部が第九条第一項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとつて有害な図書類（以下「有害図書類」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。

（一）書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの

（二）ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであつて、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの

（三）表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第一号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類

（四）図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させ、又は視聴させることが適当でない認められた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

4 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第九条第二項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその

健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を青少年にとつて有害ながん具類等（以下「有害がん具類等」という。）として指定することができる。

5 前項の規定による指定を受けたがん具類等のほか、次の各号のいずれかに該当するがん具類等は、有害がん具類等とする。

（一）専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

（二）使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有するがん具類を含む。）

（三）下着の形状をしたがん具類

6 がん具類等の販売又は貸し付けを業とする者は、有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

7 第一項、第二項第四号又は第四項の規定による指定は、告示により行ふ。

（有害図書類の陳列の制限）

第十二条の二 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するときは、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されている図書類のときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。

3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。

4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立ち入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

（自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出等）

第十二条の三 図書類又はがん具類等の販売を業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、自動販売機により当該販売しようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売しようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（一）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（二）自動販売機の設置場所

（三）自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（四）前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「自動販売機届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 自動販売機届出者は、第一項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

（自動販売機管理者の設置）

第十二条の四 自動販売機届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければならない。

2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町（神戸市の区域に設置された場合にあつては、区、以下この項において同じ。）の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

（自動販売機への収納の禁止等）

第十二条の五 図書類取扱業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機に収納してはならない。

2 自動販売機による図書類又はがん具類等の販売をしている図書類取扱業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又はがん具類等有害図書類又は有害がん具類等に該当することとなつたときは、直ちに当該図書類又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。

3 図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては、第九条第一項に該当する図書類又は同条第二項に該当するがん具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。

（一）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）

（二）児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条第一項に規定する児童福祉施設

（三）社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二十一条に規定する公民館

（四）図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館

（五）博物館法（昭和二十六年法律第二八五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

（六）スポーツ振興法（昭和三十六年法律第一四一号）第十二条に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの

（七）前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

(適用除外)

第十二条の六 前三条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であつて、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

(有害広告物の制限)

第十三条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

(質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止)

第十四条 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)(又は古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。))は、青少年から物品(第二十一条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)(若しくは有価証券を質に取つて金銭を貸し付け、物品を買ひ受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

(指定遊技営業等の場所への立入禁止)

第十五条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (一) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
- (二) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
- (三) 遊技営業等を営む者(以下「遊技営業等営業者」という。)(又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもつて当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。
- 3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあつた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 4 知事は、第一項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所

において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止)

第十五条の二 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜(午後十一時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)(において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (一) 第二条第七号アに掲げる遊技営業等のうち、個室(前条第一項第一号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。)(を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
- (二) 第二条第七号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
- (三) 第一条第七号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(利用カード等に係る禁止行為)

第十六条 風管適正化法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に關して提供する役務(以下「電話異性紹介役務」という。)(の数量に應ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品(以下「利用カード等」という。)(を販売する者は、利用カード等を自動販売機に収納してはならない。

- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に應ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
  - 3 何人も、青少年に利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
  - 4 第十二条の六の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。
- 第十七条から第十九条まで 削除
- 第五章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等**
- (入れ墨を施す行為等の禁止)

第二十条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為をさせさせてはならない。

(みだらな性行為等の禁止)

第二十一条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(使用済み下着等の買受け等の禁止)

第二十一条の二 何人も、青少年から使用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年の唾液、ふん尿若しくは体毛をい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。)(を買ひ受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

(場所の提供及びその周旋の禁止)

第二十二条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (一) 入れ墨を施す行為
  - (二) みだらな性行為又はわいせつな行為
  - (三) 使用済み下着等を買ひ受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
  - (四) 暴行
  - (五) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
  - (六) 医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの(以下「指定医薬品等」という。)(を不健全な目的に使用する行為
  - (七) 喫煙又は飲酒
- 2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知つたときは、直ちに、その提供を中止しなければならない。
- (指定医薬品等の譲渡等の禁止)
- 第二十三条 何人も、前条第一項第六号に掲げる行為が青少年に對してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知つて、指定医薬品等を譲り渡し、交付し、又は周旋してはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、前条第一項第六号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。
- (深夜外出の制限)
- 第二十四条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を同伴して外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第五章の二 インターネット上の有害情報からの青少年の保護

(保護者の取組)

- 2 第二十四条の二 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下、「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第九条第一項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないよう努めなければならない。
- 2 保護者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断力の育成を図るため、その利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら及び青少年の理解を深めるよう努めなければならない。

(事業者の取組)

- 2 第二十四条の三 端末設備を公衆の利用に供する者は、インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択する機能を有するソフトウェア（以下、「フィルタリング・ソフト」という。）の活用その他の方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第一三七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフトに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(県の施策)

- 2 第二十四条の四 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第六章 雑則

(審議会への諮問)

- 2 第二十五条 知事は、第十条、第十一条第一項、第三項若しくは

- 第六項、第十二条第一項、第二項第一号、第二号若しくは第四号、第四項若しくは第五項第一号、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の五第三項第七号、第十三条、第十五条第一項若しくは第四項、第二十一条第一項第六号又は第二十七条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例（昭和三十六年兵庫県条例第二十号）第一条第一項に規定する青少年愛護審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。
- (推奨等の要請)
- 2 第二十六条 何人も、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第四項、第十三条又は第十五条第一項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。
- 2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもつてしなければならない。

(教育委員会等の要請に基づく勧告)

- 2 第二十七条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、風営適正化法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあつては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあつては当該学校の設置者から要請があつたときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (立入調査)
- 2 第二十八条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。
- (一) 有害興行を行う場所
- (二) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
- (三) 第十三条の広告物を掲示している場所
- (四) 質屋又は古物商の営業の場所
- (五) 第十五条第一項の規定により指定した遊技営業等の場所
- (六) 第十五条の二第一項に規定する遊技営業等の場所

- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (補則)
- 2 第二十九条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

(罰則)

- 3 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- (一) 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者
- (二) 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 2 第二十二条第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第二項（同条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 常習として第十二条の五第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- (一) 第二十一条の二の規定に違反する行為を業として行つた者
- (二) 第二十二条第一項（同項第三号から第七号までに係る部分に限る。）又は第二項（同条第一項第三号から第七号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者
- (三) 第二十三条第一項の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は料りに処する。
- (一) 第十一条第五項の規定に違反して青少年に観覧させた者
- (二) 第十二条第三項又は第六項の規定に違反した者
- (三) 第十二条の二第二項の規定による命令に従わなかつた者
- (四) 第十二条の五第一項又は第二項の規定に違反した者（この条第三項に規定する者を除く。）
- (五) 第十三条の規定による命令に従わなかつた者
- (六) 第十五条第三項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者
- (七) 第十五条の二第一項の規定に違反した者
- (八) 第十六条第一項から第三項までの規定に違反した者
- (九) 第二十一条第二項の規定に違反した者
- (十) 第二十一条の二の規定に違反した者（前項第一号に掲げる者を除く。）
- (十一) 第二十三条第二項の規定に違反した者

(十二)第二十四条第二項の規定に違反した者

6 第二十條第一項若しくは第二項、第二十一條第一項若しくは第二項、第二十一條の二又は第二十四條第二項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項又は前二項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(一)第十二條の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(二)第十四條の規定に違反した者

8 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(一)第十二條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(二)第二十八條第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは回避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者

9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

(一)第十一條第五項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかつた者

(二)第十二條の三第三項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかつた者

(三)第十二條の三第三項の規定に違反した者

(四)第十五條第三項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかつた者

(五)第十五條の二第二項の規定に違反した者

(両罰規定)  
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同條の罰金刑又は科料刑を科する。

第三十二條 この條例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附則

(施行期日)

1 この條例は、公布の日から施行する。

(旧條例の廃止)

2 青少年愛護條例(昭和三十三年兵庫県條例第十七号、以下、旧條例)と(一)は、廃止する。

(経過措置)

3 この條例の施行の際、旧條例の規定により知事を行なつた推

奨、指定、命令その他の処分で行なつたその効力を有するものは、この條例の相当規定により知事を行なつた処分とみなす。この場合において、当該処分が定められているときは、その期間は、旧條例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

4 この條例の施行の際、現に旧條例第十一條又は第十三條第一項の規定により、知事に対してなされている要請は、この條例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

5 この條例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十年七月一日から施行する)  
附則(昭和四十年七月十五日から施行する)

この條例は、昭和四十二年十月十三日條例第三十号(施行期日) 附則(昭和四十二年十月十三日から施行する)

(経過措置)  
1 この條例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この條例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十三年三月三十日條例第二十五号) 附則(昭和四十三年四月一日から施行する)

この條例は、昭和四十七年三月三十日條例第十三号(施行期日) 附則(昭和四十七年三月三十日から施行する)

(経過措置)  
1 この條例は、昭和四十七年六月一日から施行する。

2 この條例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十八年三月三十一日條例第十八号) 附則(昭和四十八年五月一日から施行する)

この條例は、昭和五十九年十二月二十日條例第三十五号(抄) 附則(昭和五十九年十二月二十日から施行する)

(施行期日)  
この條例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則(平成二年三月二十八日條例第十一号) 附則(平成二年五月一日から施行する)

この條例は、平成四年三月二十七日條例第四号(抄) 附則(平成四年五月一日から施行する)

この條例は、平成七年十月十一日條例第四十二号抄(施行期日) 附則(平成七年十月十一日から施行する)

1 この條例は、平成七年十月十八日から施行する。

附則(平成八年十月九日條例第二十七号) (施行期日) 附則(平成八年十月九日から施行する)

1 この條例は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この條例の施行の際、改正前の青少年愛護條例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護條例(以下、改正後の條例)という)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この條例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の條例第十六條第一項に規定する者となして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この條例の施行の日から一月以内に」とする。

4 この條例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附屬機關設置條例の一部改正)  
附則(平成十年十二月二十一日から施行する)

この條例は、平成十一年四月一日から施行する。(後略) 附則(平成十一年十月八日條例第四十四号)

この條例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。

附則(平成十一年十二月二十日條例第五十五号) (施行期日) 附則(平成十一年十二月二十日から施行する)

1 この條例は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第八條に一項を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この條例の施行の際、改正前の青少年愛護條例(以下、改正前の條例)という)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護條例(以下、改正後の條例)という)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この條例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の條例第十二條の二第一項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護條例の一部を改正する條例(平成十一年兵庫県條例第五十五号)の施行の日から三月以内」とする。

4 この條例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この條例の施行の日(以下、施行日)という)から三月間は、改正後の條例第十二條の四の規定は、適用しない。

5 この條例の施行の際現に改正前の條例第十六條第一項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から二年間は、改正後の條例第十六條の二第一項の規定は、適用しない。

6 この條例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販

- 売機については、施行日から三月間は、改正後の条例第十七条の二第一項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第十七条の二第二項に規定する機器については、施行日から三月間は、同項の規定は、適用しない。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十三年三月十二日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年十二月二十日条例第五十八号）

- 1 この条例は、平成十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第十六条第一項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第十六条の二第一項の規定は、適用しない。

附則（平成十三年十二月二十日条例第五十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第二条の規定による改正前の青少年愛護条例第二条第七号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 4 附属機関設置条例（昭和三十六年兵庫県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表青少年愛護審議会の項中、「有害図書類等の指定」の右に、「有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に自動販売機によりがん具類等を販売

している者については、改正後の条例第十二条の三第一項に規定する図書類等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。

この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成十七年兵庫県条例第七十七号）」の施行の日から起算して三月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 5 附属機関設置条例（昭和三十六年兵庫県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表青少年愛護審議会の項中、「有害興行の指定及びその取消し」の右に、「興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を、「有害図書類等とする図書類等」に改め、「規則の制定」の右に、「図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。

附則（平成十八年三月二十四日条例第二十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年（中略）十月一日から施行する。